

2020 年条約勧告適用専門家委員会 I L O 第 100 号条約ダイレクトリクエスト (抄)

(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約

1951 年(第 100 号)

日本(批准：1967 年)

委員会は、政府に以下を提供するよう求める。(i) 既存の垂直的及び水平的な性別職域分離の根本原因(女性の職業上の志望、選好及び能力に関する固定観念、女性の家庭内での役割、女性の低賃金部門やパートタイム労働への集中、中断のない在職期間に基づく報酬制度など)に対処することにより、女性がキャリアの見通しのある、より高い賃金の幅広い仕事にアクセスすることを促進するためにとられた措置に関する情報並びに(ii) 経済活動別及び職業別に集計された男女間賃金格差及び公共部門における職種別の性別分布に関する最新の統計情報。

委員会は、政府に対して、賃金だけでなく、報酬の全構成要素に関する、男女間の間接差別に対処するための更なる議論、決定又は行動に関する情報を提供するよう再度求める。

日本では女性労働者が非正規雇用に非常に集中していることを想起し、委員会は政府に対し、同一労働同一賃金ガイドラインの適用について、官民両部門における有期雇用労働者と正規雇用労働者との賃金格差の縮減にどのように貢献しているか、更なる情報を提供するよう求める。

委員会は、政府に対し、パートタイム労働者と正規雇用労働者との間の男女間賃金格差の解消のためにとられた措置について、引き続き情報を提供するよう求める。また、委員会は、政府に対し、地方公務員法及び地方自治法の改正を受けて、民間部門のパートタイム労働者に提供されている保護を、地方自治体のパートタイム労働者にも拡大するためにとられた措置を示すことを求める。

委員会は、政府に対し、コース別雇用管理制度が女性に対して直接的又は間接的に差別的でないことを確保するために必要な措置をとることを奨励する。また、委員会は、政府に対し、賃金差別に対処するために、異なるコースにおける男女の分布や、コース別雇用管理制度が女性の収入の程度に与える影響について、最新の統計情報を提供するよう求める。

異なる職務の相対的な価値を測定・比較する客観的評価手法を実施することの重要性を想起し、委員会は、政府に対し、使用されている基準がジェンダー・バイアスを含まない

かどうかを評価するために、2019年に改訂された「要素別点数法による職務評価の実施ガイドライン」の写しを提供するよう求める。

賃金差別の事例を特定する際、あるいは、特に男女が同じ仕事をしていない場合に、同一労働に対して同一の賃金が提供されているかどうかを判断する際に、労働基準監督官が直面する困難を認識し、委員会は、政府に対し、賃金差別の事例に対処する労働基準監督官の能力を強化するための具体的な研修プログラムの開発に関する情報を提供するよう要請する。さらに、委員会は、政府に対し、労働基準法第4条に違反する事例について、実施された監督の数、検出された違反の性質、労働基準監督官又は裁判所によって実施された指導若しくは是正措置に関する詳細な情報を引き続き提供するよう求める。また、公共部門における賃金格差に関する情報が欠けていることに留意し、委員会は、政府に対し、そのようなデータの収集を発展させるために必要な措置をとることを求める。

雇用政策に関する条約

1964 年 (第 122 号)

日本 (批准: 1986 年)

委員会は、政府に対して、改正パートタイム労働法と改正労働者派遣法の影響に関する情報を含む、労働市場における二重構造を減少させるためにとられた措置の性質、実施および影響について、性別、年齢及び雇用形態によって分類された統計データを含む、詳細な最新情報を引き続き提供するよう要請する。さらに、委員会は、政府に対し、設立された裁判外紛争解決手続と機能に関する情報（これらのメカニズムに提訴された紛争の数と種類及びその結果に関する情報を含む。）を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対して、改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の実施と影響について、性別、年齢、雇用契約の種類別に集計された統計データを含む詳細な最新情報とともに、管理職や意思決定者を含む女性の適正な仕事へのアクセスと持続的な雇用を促進するためにとられた、または想定されているその他の措置についての最新情報を継続して提供するよう要請する。委員会は、政府に対し、女性と男性の両方が職業上の責任と家庭の責任をよりよく両立する権利を行使し、性別と家庭の責任の両方に基づいて職場での機会と待遇の平等を確保することを可能にする、家庭の責任の公平な分担を促進するための教育及び啓発措置の性質、程度、影響に関する詳細な最新情報を提供するよう要請する。また、条約第 1 条(2)(c)に意図されているように、女性と男性が雇用と職業における選択の自由を享受することを確保するために、性別に基づくコース別雇用管理制度の使用を制限するための「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」第 6 条の厳格な実施のためにとられた措置について、より詳細な情報を提供するよう政府に要請する。

委員会は、政府に対して、勤労青少年福祉法の一部を改正する法律、新卒応援ハローワークプログラム、わかものハローワークプログラムの実施状況など、若年者の完全で生産的かつ自由に選択できる永続的な雇用を確保するためにとられた措置の内容及び影響について、年齢、性別、雇用契約の種類別に集計した統計情報を含む詳細な最新情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対して、労働者が 30 人未満の企業における措置の実施に関する更なる情報を含め、高齢労働者の生産的な雇用を促進するためにとられた措置の影響に関する詳細な最新情報を引き続き提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、開かれた労働市場における障害者の雇用を促進するための措置及び公共部門と民間部門の両方における障害者の法定雇用率の適用について、詳細な最新情報を引き続き提供するよう要請する。

2019年条約勧告適用専門家委員会 ILO第142号条約ダイレトリクエスト（抄）

（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約

1975年（第142号）

日本（批准：1986年）

委員会は、政府に対し、職業指導及び職業訓練措置の性質と影響について、性・年齢別に集計した統計情報を含む詳細な最新情報を提供するよう要請する。特に、利用可能な職業訓練の種類、訓練生数、訓練生が訓練終了後に雇用を確保するまでの平均期間、雇用の性質（常勤、パートタイム、その他の別）についての詳細な情報を提供するよう要請する。また、求職者支援制度の活動及び成果に関する最新の情報（提供された訓練の種類を含む。）を提供するよう政府に要請する。

委員会は、政府に対し、ジョブ・カード制度の実施と影響、並びに教育、訓練及び生涯学習へのアクセスの促進を目的としたその他の職業指導措置の内容と結果に関する情報を提供するよう、改めて要請する。さらに、委員会は、政府に対し、職業指導及び職業訓練の目的で利用可能な教材の性質及び内容に関する情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、職業教育、指導及び生涯学習へのアクセスを促進するために実施された措置が、特定のグループ、特に女性、若年者及び長期失業者の永続的雇用に与える影響について、年齢と性別で集計した統計データを提供するよう再度要請する。特に、委員会は、政府に対し、これらの措置の受益者数、これらの者が訓練終了後に雇用を得るまでの平均期間、雇用の性質（常勤、パートタイム、その他の別）に関する細分化されたデータを含む詳細な情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、第10次職業能力開発基本計画の性質及び内容に関する情報、並びに職業指導及び職業訓練の政策及び計画の策定及び実施において社会的パートナーの関与が確保されている方法に関する更なる情報を提供するよう要請する。さらに、委員会は、政府に対し、この目的のために制定されたあらゆる正式な手続きまたは協議の仕組みについても説明するよう要請する。

2017年条約勧告適用専門家委員会 ILO第181号条約ダイレクトリクエスト（抄）

（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

民間職業紹介仲介事業所に関する条約

1999年（第181号）

日本（批准：1999年）

委員会は、政府に対し、条約の各条との関係について、特に第1条、第5条及び第11条に焦点を当てて、改正法の内容と適用に関する詳細な情報を提供するよう、重ねて要請する。

委員会は、政府に対し、民間職業仲介事業所の派遣労働者あっせんの活動に関して受理した苦情の件数及び性質について情報を提供するよう要請する。委員会は、また、政府に対し、条約の規定に違反する事態において利用可能な救済、それらの救済の適切性の評価及び苦情申立人に関する性、年齢、産業別に分類された統計に関する情報の提供を要請する。

委員会は、政府に対し、派遣労働者の雇用安定の増進及びキャリアの進展の促進並びに処遇の均等の確保についての改正法の実際の適用に関する情報を提供するよう要請する。加えて、委員会は、政府に対し、前述した法律の適用に責任を持つ行政機関又は裁判所が条約第11条の適用に関連する事項を含んだ決定を行っているかという点について述べるよう要請する。